平成２３年（フ）第２７号
埼玉県川越市小仙波町３丁目４番地15
債務者　吉田　克美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１号
埼玉県所沢市小手指町３丁目８番地の17　煉瓦館62―103
債務者　松藤　綾史
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９号
埼玉県川越市小仙波町４丁目７番地31ノベル川越303号室
債務者　滝野　修一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目３番地１クローバーハイツⅡ103
債務者　谷西美代子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７号
埼玉県羽生市北２丁目８番39号
債務者　八木澤利之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８号
埼玉県羽生市北２丁目８番39号
債務者　八木澤重子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７５号
千葉県東金市田間331番地５　松宮弘明方、申立時の住所千葉県東金市道庭1193番地70
債務者　松宮たま子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
千葉県東金市東上宿６番地24　メゾン上宿Ａ－３
債務者　塩津　修司
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６９８号
新潟市東区紫竹４丁目20番13号　シティハウス202号
債務者　圓山　エミ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８７号
新潟市西区小針３丁目10番３号　サンシティ小針Ｂ棟101
債務者　坪井　綾子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９１号
新潟市西区新通3325番地
債務者　五十嵐　保
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
新潟市中央区春日町11番３号　清野アパート101
債務者　山田　直子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
新潟市北区早通南５丁目２番22―15号
債務者　佐藤　郁雄
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
新潟市東区東中野山１丁目13番７号　明和荘２号、前住所新潟市江南区諏訪１丁目４番14号　さつき荘106号
債務者　渡辺　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８０号
静岡県伊豆市柏久保553番地の11　万大マンション
債務者　島田　晴彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
静岡県伊豆市柏久保553番地の11　万大マンション
債務者　島田　園枝
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
静岡県熱海市下多賀417番地の11
債務者　内田れい子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係